

(別紙 2)

## 東成瀬村国土強靱化地域計画

起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

## 目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

### 最悪の事態 1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

#### 「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」ことを回避するための推進方針

##### ①住宅の耐震化 【建設課】

- ・ 住宅の倒壊による人的被害や火災等を防止するため、住宅の耐震化促進に向けて、普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援を実施する。

##### ②公共特定建築物(※)の耐震化 【総務課】

- ・ 公共特定建築物について、利用者の安全確保はもちろん、災害時の拠点機能の確保のため、維持管理を継続的に進める。

※「特定建築物」

「建築物の耐震化の促進に関する法律」第 14 条第 1 号及び第 2 号による建築物

##### ③学校の耐震化 【教育委員会】

- ・ 学校の耐震化は、小学校は平成 12 年度、中学校は平成 17 年度に完了しているが、児童生徒の安全の確保や災害時の避難所としての利用を図るため、天井・照明器具など非構造部材の落下防止対策を推進する。

##### ④診療所の耐震化 【総務課】

- ・ 診療所は平成 4 年度に竣工しているため耐震基準は満たしている。災害時の避難所として利用を図るため、維持管理を継続的に進める。

##### ⑤社会福祉施設等の耐震化 【民生課】

- ・ 社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な者が多く利用することから、定期的に建物点検を実施し、維持管理を継続的に推進する。

#### 「建築物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための推進方針

##### ⑥空き家対策 【民生課】

- ・ 所有者による適切な管理が行われていない空き家の倒壊等による被害の拡大を防止するため、全村の空き家住宅調査を定期的に行い、その所有者や管理人に指導などしていくほか、危険空き家解体事業補助金の活用により、解体に対する支援を継続実施する。

#### 「家具類の転倒により負傷する」ことを回避するための推進方針

##### ⑦家具類の固定など室内安全対策 【民生課】

- ・ 家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具の固定などの普及啓発を図る。

#### 「火災から逃げ遅れる」ことを回避するための推進方針

##### ⑧住宅用火災警報器の設置 【消防分署】

- ・ 火災からの逃げ遅れによる死者等の増加を防ぐため、住宅用火災警報器の設置に向けた普及啓発を図るとともに、地震による停電等に伴い、電気機器が復旧した際に発生する火災に有効な感震ブレーカーの普及啓発も推進する。

**【重要業績指標】目標値**

- ① 住宅の耐震化率 住宅リフォーム等促進事業補助金の拡充
- ② 公共特定建築物耐震化率 100% ⇒随時建物定期点検
- ③ 学校の耐震化率 100% (H17 完了) ⇒随時建物定期点検
- ④ 診療所の耐震化率 100% (H4 完了) ⇒随時建物定期点検
- ⑤ 福祉施設の耐震化率 100% (H20 完了) ⇒随時建物定期点検
- ⑧ 住宅用火災警報器の設置率 83% (H29) ⇒85% (R03)

**最悪の事態 1-2 集中豪雨等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水**

**「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための推進方針**

**①河川改修等の治水対策 【建設課】**

- ・ 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道掘削等の治水対策を実施するとともに、過去に護岸が被災するなど被害のあった箇所を重点的に点検し、対策を推進する。

**②河川関連施設の老朽化対策 【建設課】**

- ・ 河川関連施設は、洪水被害から住民の生命・財産を守るものであり、県と連携して、老朽化対策を計画的に推進する。

**「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針**

**③洪水ハザードマップの作成 【建設課】**

- ・ 改正水防法の「想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域」を踏まえた洪水ハザードマップの作成と、想定される被害の範囲や規模、避難場所等を周知する。

**④避難勧告等の判断基準等の策定（水害） 【建設課】**

- ・ 国のガイドラインを踏まえ、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（水害）を策定する。

**【重要業績指標】目標値**

- ③ 洪水ハザードマップの策定 策定済み (H31) ⇒更新 (R05)
- ④ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）の策定 未策定 ⇒策定 (R05)

**最悪の事態 1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生**

**「火山噴火等の情報が伝達されない」ことを回避するための推進方針**

**①火山防災協議会による火山災害対策 【総務課】**

- ・ 県、市町村、関係機関、専門家等で構成される「栗駒山火山防災協議会」において策定した、「栗駒山火山避難計画」の事項について、各構成員と連携しながら必要な対策を講じていく。

**②火山ハザードマップの活用 【総務課】**

- ・ 県、市町村、関係機関、専門家等で構成される「栗駒山火山防災協議会」において策定した、「栗駒山火山ハザードマップ」を周知する。

**③噴火時等の避難計画の策定** 【総務課】

- ・ 「栗駒山火山防災協議会」では、噴火の可能性が高い常時観測火山について、火山の特性に応じた情報収集・伝達、避難勧告等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」を周知する。

**④噴火時等の住民・登山客等への情報伝達体制の整備** 【総務課】

- ・ 気象庁が観測・監視・評価の結果に基づき発表する「噴火警報」「噴火予報」「噴火速報及び火山の状況に関する解説情報」は、県の総合防災情報システムを通じて即時に伝達されることとなっている。気象庁の情報を住民や登山客等が把握しやすい観光施設、宿泊施設等を介して伝達を図るほか、防災行政無線・サイレン・緊急速報メールなど、多様な情報伝達手段の構築を進める。

**「登山客や住民が噴火に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針**

**⑤避難小屋等の設置** 【総務課】

- ・ 栗駒山には避難小屋が未設置であるため、今後策定する「避難施設緊急整備計画」に基づき、噴火時の噴石等からの避難施設として利用可能な施設の整備を進める。

**「住家が火山泥流に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針**

**⑥火山噴火に伴う土砂災害対策** 【総務課】

- ・ 栗駒山について、予測の困難な火山噴火に起因する土砂災害に対して、緊急的なハード・ソフト対策を定める「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を進める必要がある。

**「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針**

**⑦土砂災害対策施設の整備** 【建設課】

- ・ 土石流や崖崩れから人命・財産を保全するため、土石流危険渓流・地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設の整備を県と連携し推進する。

**⑧土砂災害対策施設の老朽化対策** 【建設課】

- ・ 土砂災害対策施設については、老朽化による機能低下が懸念されており、現在、県では全施設の点検・健全度調査を進めている。今後、砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊対策施設の長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に県と連携し推進する。

**⑨土砂災害警戒区域等の指定** 【建設課】

- ・ 土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、避難警戒体制を整備・促進を県と連携し進める。

**⑩土砂災害ハザードマップの作成** 【建設課】

- ・ 土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難所について周知する。

**⑪避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害）** 【建設課】

- ・ 国のガイドラインを踏まえ、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（土砂災害）を策定する。

**【重要業績指標】目標値**

- ② 火山ハザードマップの作成 作成済

- ③ 噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定 策定済
- ⑩ 土砂災害ハザードマップの策定 策定済(H31) ⇒更新する (R05)
- ⑪ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)の策定 未策定 ⇒策定 (R05)

#### 最悪の事態 1-4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

##### 「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針

###### ①道路除雪等による冬期の交通確保 【建設課】

- ・ 冬期の円滑な交通確保のため、県と村が連携し効率的な除雪に取り組むとともに、計画的に除雪機械の整備・更新等を進め、除雪体制の強化を推進する。
- ・ 雪崩や地吹雪の発生危険箇所へ雪崩予防柵・防雪柵等の雪害対策を整備するとともに、老朽化の著しい既存施設の計画的な更新を進め、道路の雪害対策を推進する。

##### 「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

###### ②雪下ろし事故防止対策 【民生課】

- ・ 安全対策の徹底を図るため、消防分署と連携し雪下ろし講習会を実施し、雪下ろし作業中の事故防止に努める。

###### ③克雪化住宅の普及促進 【民生課】

- ・ 積雪による倒壊や雪下ろし作業中の事故の未然防止のため、克雪化リフォーム事業を推進し、克雪化住宅の普及促進を図る。

##### 【重要業績指標】目標値

- ① 除雪計画の見直し 毎年実施
- ③ 克雪化リフォーム実施件数 9件(H30) ⇒継続実施

#### 最悪の事態 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

##### 「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針

###### ①関係行政機関等による情報共有体制の強化 【民生課】

- ・ 災害時における村・消防・警察・気象台など関係機関との情報共有や連絡体制の強化を図る。
- ・ 防災訓練等を通じて、県災害対策本部における関係機関との情報収集・共有体制の強化を図る。
- ・ 政府共通ネットワークと接続している、地方公共団体のネットワークであるL G W A N接続回線を冗長化し、通信の継続性を確保する。

###### ②秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化 【民生課】

- ・ 県総合防災課(県災害対策本部)と防災関係機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」(平成27年度運用開始)の確実な運用のため、県と連携し、定期的な配信訓練を実施し、情報伝達体制の強化を図る。

###### ③秋田県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保 【総務課】

- ・ Lアラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発信機能、村との情報共有を持つ「秋田県

情報集約配信システム」(平成25年度運用開始)の確実な運用を図るため、定期的に配信訓練等を実施し、情報伝達の強化を図る。

#### 「被災現場の情報が届かない」ことを回避するための推進方針

##### ④可搬型画像システム・ドローンによる災害情報の収集 【消防】

- ・ 消防の可搬型画像システム及びドローンによる災害対策本部室への映像送信により、迅速な情報収集と共有、災害活動の方針決定を図る。

#### 「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

##### ⑤緊急情報メール、SNS等による情報伝達の整備 【総務課・企画課】

- ・ 住民への情報伝達手段として、エリアメール、ホームページ、ツイッター、フェイスブックなど多様化を進めており、今後も複数の伝達手段を整備し、迅速かつ効果的な情報提供に努める。
- ・ 定住、在留、一時的外国人への情報伝達は、「やさしい日本語表記」に努める。

##### ⑥Jアラートによる情報伝達 【総務課・民生課】

- ・ 「全国瞬時警報システム」(Jアラート)の自動起動による住民への確実な情報伝達を図るため、国による、定期的な運用試験等による受信・伝達体制の強化を図る。

##### ⑦避難勧告等の発令基準等の策定

###### 再掲1-2④(避難勧告等の判断基準等の策定(水害)) 【総務課】

- ・ 国のガイドラインを踏まえ、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準を含む、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」(水害)を策定する。

###### 再掲1-3③(噴火時等の避難計画の策定) 【総務課】

- ・ 「栗駒山火山防災協議会」では、噴火の可能性が高い常時観測火山について、火山の特性に応じた情報収集・伝達、避難勧告等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」を周知する。

###### 再掲1-3⑩(避難勧告等の発令基準等の策定(土砂災害)) 【総務課】

- ・ 国のガイドラインを踏まえ、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準を含む新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」(土砂災害)を策定する。

#### 【重要業績指標】目標値

- ① LGWAN接続回線 2回線(R01) ⇒ 継続実施
- ② 秋田県総合防災情報システム操作訓練の定期実施 毎年実施
- ③-1 秋田県情報集約配信システムの導入 整備済み
- ⑤ エリアメール、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、Lineの導入 整備済み
- ⑥ Jアラート自動起動装置整備 整備済み
- ⑦-1 避難勧告等の判断・伝達マニュアル(水害)の策定(1-2④の再掲)
- ⑦-2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)の策定(1-3⑩の再掲)

## 最悪の事態 1-6 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

### 「避難の遅れによる死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針

#### ①自主防災活動の充実・強化 【民生課】

- ・ 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の活動を定期的に実施するよう働きかける。

#### ②地域の防災・避難訓練の実施 【民生課・消防分署】

- ・ 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織、水防管理団体、ボランティア団体、地域住民等との連携した訓練を実施するとともに、自主防災組織に対し、各地域において避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設・運営等の訓練を実施するよう働きかける。村では、毎年「チャレンジデー」（5月下旬）の時に全村避難訓練を開催している。

#### ③自主防災アドバイザーの派遣等 【民生課】

- ・ 県と連携しながら、「自主防災アドバイザー」を派遣し、自治会や自主防災組織への活動の助言等を行い、防災に関する普及啓発を図る。

#### ④学校における防災教育の充実 【教育委員会】

- ・ 児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、関係機関と連携し、学校における防災教育の充実を図る。

#### ⑤多様な主体が参画する防災訓練の実施 【民生課】

- ・ 災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、県、村、防災関係機関及び住民等がとるべき行動を想定した実践的な防災訓練を計画的に実施する。村では、毎年「チャレンジデー」（5月下旬）の時に全村避難訓練を開催している。

### 【重要業績指標】 目標値

- ① 自主防災組織率 全地区設置済み
- ② 防災講座（消防分署）の実施回数 自主防災組織対象毎年実施 ⇒継続実施
- ④ 防災教室等を実施する学校の実施回数 保育園・小学校・中学校毎年実施 ⇒継続実施

## 目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

### 最悪の事態 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

### 「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針

#### ①共同備蓄物資の整備 【民生課】

- ・ 県と連携し、災害発生時に必要となる物資を「共同備蓄品目」とし、災害発生時から3日分を整備する。また、賞味期限のある食料、飲料水等の計画的な更新を行う。

#### ②民間事業者との物資調達協定の締結 【民生課】

- ・ 災害時不足する生活必需品等の確保のため、災害時に民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努める。

### 「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針

### ③自助による備蓄の促進 【民生課】

- ・ 水・食料等の備蓄について、地域住民や自主防災組織等に対し、3日分の備蓄に向けた普及啓発を図る。

### ④避難所への備蓄の促進 【民生課】

- ・ 災害発生時の被災者への迅速・確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ避難所となる施設への備蓄を進める。

### ⑤物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 【民生課】

- ・ 災害時の物資輸送及び保管・仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力を要請できる協定の締結に努める。

### ⑥物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用 【民生課】

- ・ 災害時における救援物資の調達・輸送・供給に関わる業務について、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務の流れ、連絡調整に必要な共通様式等を整備する。

#### 【重要業績指標】 目標値

① 共同備蓄物資の目標達成 達成済み

② 災害時における物資の供給に関する協定の締結

コンビニ1件、農協1件、石油・ガソリン2件 未締結 ⇒ 締結 (R05)

④ 物資を備蓄している避難所数 12 避難所 (全公民館) ⇒ 継続実施

## 最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

### 「孤立可能性のある地区を把握できない」ことを回避するための推進方針

#### ①孤立するおそれのある地区の現状把握 【民生課】

- ・ 災害による孤立想定地区をあらかじめ地域防災計画に定めるほか、地すべりや雪崩発生危険箇所など、災害危険箇所等を常に把握する。

### 「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針

#### ②通信手段の確保 【民生課・総務課】

- ・ 通信の途絶が想定される地区に、緊急用無線機の配備に努める。

### 「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針

#### ③孤立予防対策

##### 再掲 1-2 ① (河川改修等の治水対策) 【建設課】

- ・ 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道掘削等の治水対策を実施するとともに、過去に護岸が被災するなど被害のあった箇所を重点的に点検し、対策を推進する。

##### 再掲 1-3 ⑦ (土砂災害対策施設の整備) 【建設課】

- ・ 土石流や崖崩れから人命・財産を保全するため、土石流危険渓流・地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設の整備を県と連携し推進する。

##### 再掲 4-1 ② (道路施設の老朽化対策) 【建設課】

- ・ 橋梁施設について、定期的に点検を行うとともに、橋梁以外の道路施設についても長寿命化計画を策定

し、老朽化対策を計画的に推進する。

**再掲** 4-1 ③ (道路の防災対策) 【建設課】

- ・ 大規模地震等においても緊急輸送道路としての機能を確保できるよう、緊急輸送道路上で老朽化の著しい橋梁から優先して耐震補強を進める。
- ・ 平時よりパトロールや防災点検等により道路法面や盛土・擁壁等の崩落危険箇所の把握に努め、それら危険箇所の対策を実施し、着実に道路防災対策を推進する。

**④自家発電機など電力の確保** 【民生課】

- ・ 孤立するおそれのある地区に、停電の長期化を想定した移動式自家発電機器等の配備に努める。

**⑤緊急物資の備蓄** 【民生課】

- ・ 孤立想定地区ごとに、飲料水、給水用品、食料品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を進める。

**【重要業績指標】 目標値**

- ② 緊急用無線機の配備 未配備 ⇒ 1 集落配備 (R05)
- ③ 橋梁定期点検実施 64 橋実施済 (H27) ⇒ 随時更新 (R02)
- ④ 移動式自家発電機器の配備 12 避難所(全公民館) 配備済み ⇒ 随時更新

**最悪の事態 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞**

**「消防施設の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針**

**①消防施設等の計画的な整備** 【民生課】

- ・ 老朽化する消防施設 (ポンプ積載車車庫など)、消防車両及び装備の計画的な更新をする。

**「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針**

**②消防団への加入促進** 【民生課】

- ・ 消防団員の確保に向けて、広報活動を行うとともに、団員の教育訓練に重点を置き、限られた人員での現場活動の効率化を図る。また、機能別消防団、勤務地団員等の制度導入や消防団協力事業所の認定促進等に努める。

**【重要業績指標】 目標値**

- ②-1 消防団員数の条例定数充足率(200人) 82% (R01) ⇒ 85% (R05)
- ②-2 機能別消防団制度導入 未制度 (R01) ⇒ 制度導入 (R05)
- ②-3 消防団協力事業所数 0 事業所 (R01) ⇒ 3 事業所 (R05)

**最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足**

**「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針**

**①指定緊急避難場所、指定避難所の指定等** 【民生課】

- ・ 「指定緊急避難場所」「指定避難所」は指定済みであるが、施設名称、位置等について、新たな防災マップを作成するなど、周知を図る。

- ・ 村観光宿泊施設を「指定避難所」として指定し、「指定避難所」での生活に困難な方を受け入れるため、必要な防災設備や機械設備の更新等整備する。

#### ②福祉避難所の指定 【民生課】

- ・ 一般的な避難所では生活に支障が想定される要配慮者を受け入れるため、必要な福祉避難所を拡充する。

#### 「災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

#### ③帰宅困難者支援に関する協定の締結 【民生課】

- ・ 災害発生時に、交通の途絶等により発生する帰宅困難者の受入れ場所を確保するため、民間事業者との協定締結に努める。

#### 「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針

#### ④学校・公民館施設の防災機能の強化 【教育委員会・民生課】

- ・ 太陽光発電設備や自家発電機の設置など、学校及び公民館施設において最低限必要な避難所機能を整備する。

#### 【想定】「避難所において良好な生活環境を確保できない」ことを回避するための推進方針

#### ⑤避難所における生活環境の整備 【民生課】

- ・ 「避難所開設・運営マニュアル」を更新し、避難勧告等の発表後のスムーズな避難者の受け入れと避難所における良好な生活環境の確保に努める。
- ・ 避難所における良好な生活環境の確保については、『避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針』（内閣府）に基づき、バリアフリー化、避難支援室用のスペース・男女別トイレ等の確保、食物アレルギー対応など要配慮者が求める支援情報の把握等に努める。

#### 「避難所外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針

#### ⑥避難所以外の場所に滞在する被災者への支援 【民生課】

- ・ 指定された避難所以外の場所に滞在する被災者について、避難場所の把握やエコノミー症候群の予防法等の情報提供を行う。

#### 【重要業績指標】目標値

- ①-1 指定緊急避難場所の指定数 12箇所 ⇒随時拡充
- ①-2 指定避難所の指定数 20施設 ⇒随時拡充
- ①-3 指定避難所の指定数（観光宿泊施設） 0施設 ⇒1施設（R03） ホテルプラン1施設
- ② 福祉避難所の指定数 2施設 ⇒随時拡充
- ⑤ 避難所開設・運営マニュアル策定 策定済（H30） ⇒随時更新

#### 【推進する事業】

- ・ ホテルプラン非常用発電機整備事業 ・ ホテルプラン建物大規模改修事業
- ・ 幸寿苑非常用発電機整備事業

## 最悪の事態 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

### 「診療所が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

#### ①診療所の業務継続体制の強化 【国保診療所】

- ・ 災害時の優先業務や執務環境の確保を定めた「大規模災害時における東成瀬村国保診療所業務継続計画」を策定する。

### 「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針

#### ②災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備 【民生課】

- ・ 雄勝中央病院及び湯沢雄勝医師会の協力を得て、災害の初動期以降に必要な医薬品、医療器具、衛生材料の備蓄を行う必要がある。

### 「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針

#### ③地域災害医療コーディネーターの配置 【民生課・国保診療所】

- ・ 県と連携し、「地域災害医療コーディネーター」を配置し、災害時の迅速な救命医療や避難所等における診療活動等を円滑に提供する。

## 最悪の事態 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### 「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針

#### ①平時からの感染症予防対策の強化 【民生課】

- ・ 定期予防接種を促進し、予防知識の普及啓発を図る。

## 目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

### 最悪の事態 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

### 「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針

#### ①村の業務継続体制の強化 【総務課】

- ・ 災害時の課ごとの優先業務や職員参集・安否確認方法、執務環境の確保等を定めた「大規模災害時における東成瀬村業務継続計画（BCP）」を策定する。

### 「役場庁舎が倒壊する」ことを回避するための推進方針

#### ②役場庁舎の耐震性の強化 【総務課】

- ・ 平成 19 年に役場庁舎大規模改修工事により耐震改修を実施している。倒壊又は崩壊する危険性は低いものの、非構造部材（仕切壁、天井の内装材等）・設備機器、配管類の耐震評価を行い、必要に応じて補強又は耐震対策を考慮した更新を推進する。

**③執務環境の整備 【総務課】**

- ・ 書類等の落下防止や十分な避難通路スペースの確保ができるように、職員に対し、執務室の整理、整頓の徹底を周知する。

**「役場庁舎が停電する」ことを回避するための推進方針**

**④停電時の行政機能の確保 【民生課】**

- ・ 防災情報センターに設置されている自家発電装置の燃油残量（3日分）の維持に努める。

**⑤非常用電源等の確保 【総務課】**

- ・ 非常用コンセントから災害対応業務を継続するための情報通信機器等への給電のため、庁舎各フロアに電工ドラム、LANケーブル、作業灯を整備する。

**⑥停電対応訓練の実施 【総務課】**

- ・ 停電時でも、防災拠点として必要な非常用電源や情報伝達手段を確保し、非常時優先業務を継続できるよう、年1回避難訓練と同時に実施している。

**【重要業績指標】目標値**

- ② BCP（業務継続計画）の策定 未策定 ⇒策定（R05）

**目標4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る**

**最悪の事態 4-1 地域交通ネットワークが分断する事態**

**「道路ネットワーク等が寸断される」ことを回避するための推進方針**

**①幹線道路等の整備 【建設課】**

- ・ 災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送のため、国道及び県道の整備に協力するとともに、村道の計画的な整備を推進する。

**②道路施設の老朽化対策 【建設課】**

- ・ 今後、道路施設の急速な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があり、適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について整備を推進する。
- ・ 橋梁は、長寿命化修繕計画に基づき、修繕工事を実施しているほか、大型法面、小規模構造物の定期点検を実施し、計画的に整備する。

**③道路の防災対策 【建設課】**

- ・ 大規模地震等においても緊急輸送道路としての機能を確保できるよう、緊急輸送道路上で老朽化の著しい橋梁から優先して耐震補強を進める。
- ・ 平時よりパトロールや防災点検等により道路法面や盛土・擁壁等の崩落危険箇所の把握に努め、それら危険箇所の対策を実施し、着実に道路防災対策を推進する。

**【重要業績指標】目標値**

- ① 村道改良率 66.9%(H30) ⇒ 70.0%(R5)
- ② 橋梁長寿命化修繕計画策定 策定済み(H26) ⇒随時更新

### 【推進する事業】

- ・村道三又岩井川線（散水施設改修） ・村道滝ノ沢平良線（平良工区：道路補修）
- ・村道宮田上林線（道路改良） ・村道菅生田バイパス線（道路改良） ・村道椿2号線（道路改良）
- ・村道真戸椿台線（局部改良） ・村道岩井川旧国道線（流雪溝整備）
- ・村道舗装補修事業（田子内旧国道線・岩井川旧国道線・菅生田線・滝ノ沢平良線）
- ・橋梁長寿命化事業 ・路面性状調査事業 ・道路付属物点検事業 ・除雪機械更新事業
- ・農道滝ノ沢線（道路改良）

## 最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

### 「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための推進方針

#### ①電力施設・設備の強化 【東北電力（株）秋田県南営業所】

- ・引き続き、自然災害で得た知見等を設備構築に反映させるなど、常に災害に強い設備づくりに取り組んでいくとともに、災害発生時における復旧要員や復旧資材等の確保、災害対策訓練の更なる充実に努める。

### 「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針

#### ②災害時における石油類燃料の確保～秋田県石油商業協同組合湯沢雄勝支部との協定 【民生課】

- ・秋田県石油商業協同組合湯沢雄勝支部と「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を締結し、災害を想定した緊急要請発出訓練の実施等により、協力体制の強化を図る。

#### ③災害時における石油類燃料の確保～JAこまちとの覚書 【JAこまち】

- ・JAこまちと「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を締結する。

### 「長期にわたりガス供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針

#### ④ガス供給施設・設備の強化 【JAこまち LPガスセンター】

- ・JAこまちと「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結する。

## 最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

### 「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

#### ①水道施設の耐震化 【環境課】

- ・水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を進める

#### 【重要業績指標】目標値

- ① 上水道（簡易水道整備事業）の耐震化率 63.2% (R01) ⇒100.0% (R05)

## 最悪の事態 4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

### 「浄化槽の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

#### ①合併処理浄化槽の老朽化対策 【環境課】

- ・ 災害に強い合併処理浄化槽の老朽化対策に向けて設備を更新していく。

**【重要業績指標】 目標値**

- ① 合併処理浄化槽整備率 85.9% (H30) ⇒ 86.9% (R6)

**【推進する事業】**

- ・ 合併処理浄化槽整備事業 ・ 合併処理浄化槽機械設備更新事業

**最悪の事態 4-5 道路安全施設損壊による重大事故の多発**

**「道路安全施設が損壊する」ことを回避するための推進方針**

**①道路安全施設の老朽化対策整備【建設課】**

- ・ 災害発生による道路安全施設の損壊により道路通行止めを避けるために、道路安全施設の老朽化対策を推進する。

**【重要業績指標】 目標値**

- ① 道路構造物総点検実施 策定済(H27) ⇒ 随時更新

**最悪の事態 4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止**

**「長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する」ことを回避するための推進方針**

**①電話施設・設備の強化【東日本電信電話(株)秋田支店】**

- ・ 通信の途絶を防止するため、引き続き、電気通信設備や建物、鉄塔などの信頼性向上に取り組むほか、災害発生時に迅速な復旧を図るため、災害対策機器及び車両の配備や資機材の確保に努める。

**②携帯電話設備の信頼性向上【(株)ドコモCS東北秋田支店】**

- ・ 通信の途絶を防止するため、引き続き、通信システムの高信頼化に取り組むほか、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図るため、移動基地局車両や移動電源車の配備、被災時の措置マニュアルの策定や防災訓練の実施に努める。

**③情報通信設備の整備【企画課】**

- ・ 通信の途絶を防止するため、引き続き、村が保有する光ファイバとラジオ通信施設の運用と整備を通信事業者と連携し更新等を行う必要がある。

**【重要業績指標】 目標値**

- ③ 通信設備(光ファイバ・ラジオ通信施設) 継続実施

**【推進する事業】**

- ・ 東成瀬村通信設備保守整備事業

**目標 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない**

**最悪の事態 5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞**

**「村内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針**

**①企業における業務継続体制の強化** 【総務課・企画課】

- ・ 村内企業等のBCP（業務継続計画）の策定を推進するため、計画の必要性について普及、啓発に努める。

**最悪の事態 5-2 重要な産業施設の損傷、火災、爆発等**

**「産業施設の損傷、火災、爆発等が発生する」ことを回避するための推進方針**

**①産業施設における業務継続体制強化** 【企画課・農林課】

- ・ 産業施設のBCP（業務継続計画）の策定を推進するため、計画の必要性について普及、啓発に努める。

**②化学消火剤の貯蔵** 【企画課・農林課】

- ・ 重要な産業施設等の火災に備え、化学消火剤を備蓄していくほか、定期的に更新していく。

**【重要業績指標】目標値**

- ② 化学消火剤備蓄 消火設備点検 ⇒継続実施

**目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない**

**最悪の事態 6-1 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生**

**「防災施設が損壊又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針**

**①河川・土砂災害対策関連施設の老朽化対策**

**再掲 1-2②（河川関連施設の老朽化対策）** 【建設課】

- ・ 河川関連施設は、洪水被害から住民の生命・財産を守るものであり、県と連携して、老朽化対策を計画的に推進する。

**再掲 1-3⑧（土砂災害対策施設の老朽化対策）** 【建設課】

- ・ 土砂災害対策施設については、老朽化による機能低下が懸念されており、現在、県では全施設の点検・健全度調査を進めている。今後、砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊対策施設の長寿命化計画を策定し、県と連携しながら計画的に老朽化を推進する。

**最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大**

**「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針**

**①農業・農村の多面的機能の確保** 【農林課】

- ・ 農業・農村の多面的機能の確保のため、中山間地域等での農業生産活動や農地・農業用施設の維持・保全活動を促進する。

**②農業水利施設の保全管理** 【農林課】

- ・ 基幹的農業水利施設（用排水路等）について、劣化状況把握等の機能診断を行い、施設の長寿命化対策を進める。

**③森林整備** 【農林課】

- ・ 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、間伐等の整備を推進する。

#### ④治山対策 【農林課】

- ・ 集中豪雨等に伴う山地災害を防止するため、荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備や、山地災害危険地区の周知と併せて県と連携しながら推進する。

#### 【重要業績指標】目標値

- ① 農業・農村が有する多面的機能の維持活動に取り組んでいる組織数 15 組織 (R01)
- ③ スギ人工林間伐面積 261ha (R01) ⇒354ha (R02) / 必要 480ha

#### 【推進する事業】

- ・ 滝ノ沢地区農業用水路整備工事 ・ 林道白滝線 (道路補修) ・ 五里台地区農業用水路整備工事
- ・ 大柳堰改修工事

### 目標7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

#### 最悪の事態 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

##### 「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針

#### ①災害時における廃棄物処理等の協力体制の構築 【環境課】

- ・ 災害が発生した場合、秋田県産業廃棄物協会と締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する。

#### ②災害廃棄物の処理体制の整備 【環境課】

- ・ 災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、県及び村が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する。
- ・ 災害廃棄物処理の具体的な対応及び迅速な処理体制を構築するため、「東成瀬村災害廃棄物処理計画」を随時更新する。

#### 最悪の事態 7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### 「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針

#### ①災害対応に不可欠な建設業との連携 【総務課、建設課】

- ・ 建設関係団体と災害時における協力体制の構築を図っているところであるが、今後とも、定期的に連絡体制の確認を行うなど、継続的な連携を強化する。

#### ②建設産業の担い手の確保・育成

- ・ 災害発生時の迅速な復旧・復興のほか、今後早急な対応が求められるインフラの老朽化対策などを着実に進めるため、担い手となる建設産業従事者の確保・育成が不可欠であることから、公共事業費の安定的確保と年間工事量の平準化に努めるとともに、建設業団体や教育機関などと連携を図り、若年者等への魅力発信と若手技術者等のキャリアアップの取組への支援に加え、新たに建設産業での女性の活躍や生産性向上に向けた取組を県と連携しながら推進する。【総務課、建設課】
- ・ 建設業の担い手確保の方策を検討するため発足した「秋田県建設産業担い手確保・育成検討委員会」におい

て、労働環境の改善策や教育訓練のカリキュラム等についてとりまとめるなど、行政、教育関係機関と連携により取組を推進する。【一般社団法人秋田県建設業協会】

### 「災害ボランティアの受入れが滞る」ことを回避するための推進方針

#### ③災害ボランティアセンターの設置・運営 【民生課】

- ・ 災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な手順等を定めた「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の策定に向けて推進する。

#### ④災害ボランティアコーディネーターの養成 【民生課】

- ・ 東成瀬村社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動をコーディネートする「地域災害ボランティアコーディネーター」の養成研修の受講を推進する。

#### 【重要業績指標】目標値

- ③ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定 未策定 ⇒策定 (R05)

### 最悪の事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針

#### ①共助組織の立ち上げ支援 【民生課】

- ・ 少子高齢化の進展等により、除排雪作業の支援が必要な高齢者世帯が増加しているとともに、地域の雪処理の担い手が不足しているため、地域住民が主体となって除排雪を行う共助組織を立ち上げ支援など、少子高齢化が進む地域の除排雪体制の強化に向けた取り組みを推進する。

#### ②自主防災活動の充実・強化

##### 再掲 1-6① 【民生課】

- ・ 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の活動を定期的実施するよう働きかける。

#### ③消防団への加入促進

##### 再掲 2-3② 【民生課】

- ・ 消防団員の確保に向けて、広報活動を行うとともに、団員の教育訓練に重点を置き、限られた人員での現場活動の効率化を図る。また、機能別消防団、勤務地団員等の制度導入や消防団協力事業所の認定促進等に努める。

#### 【重要業績指標】目標値

- ① 共助組織数 0 組織 (R01) ⇒3 組織 (R05)
- ② 自主防災組織率 (1-6①の再掲) 全地区設置 100% (R01) ⇒継続実施
- ③-1 消防団員数の条例定数充足率(200人) (2-3②-1の再掲) 82% (R01) ⇒85% (R05)
- ③-2 機能別消防団制度導入 (2-3②-2の再掲) 未制度 (R01) ⇒制度導入 (R05)
- ③-3 消防団協力事業所数 (2-3②-3の再掲) 0 事業所 (R01) ⇒3 事業所 (R05)